

大垣市公示第 31 号

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく命令

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 13 項の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 3 月 27 日

大垣市長 石田 仁



次の特定空家等の所有者（管理者）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、令和 6 年 3 月 27 日付け住第 1102 号により命ぜられています。

1 対象となる特定空家等

- (1)所在地 大垣市田町 2 丁目 6 番地、7 番地 1、7 番地 2
- (2)用 途 居宅
- (3)構 造 木造 2 階建て
- (4)規 模 建築面積 57.38 m²（課税）
延床面積 73.90 m²（課税）

2 命じた措置の内容

建物全体の除却を措置期限までに関係法令に従って適切に実施すること。

3 命ずるに至った事由

当該建築物が東隣地に向けて大きく傾斜しており、今後隣地をまきこみ、建築物全体が倒壊する危険性が極めて高い状態。

4 命令の責任者

大垣市都市計画部住宅課長 佐竹 裕樹
連絡先 0584-47-8184

5 措置の期限

令和 6 年 5 月 31 日（金）